

## 部長会議付議事案書（報告）

（令和 3 年 1 月 5 日）

提案課名 農業振興課

報告者名 北村 正臣

事案名	秦野市鳥獣被害防止計画案について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 資料 無
提案趣旨	令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする「秦野市鳥獣被害防止計画」について、鳥獣被害対策に係る農業被害の状況や、近年の対策に係る動向を踏まえた計画を策定するに当たり、その内容と今後のスケジュールを報告するものです。	
概要	<p><b>1 計画の趣旨及び策定方針</b></p> <p>本計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害特措法」という。）に基づく法定計画であり、現計画は、令和 2 年度末を計画期間としています。</p> <p>次期計画は、J A はだのと協働で実施する農業被害調査や、近年の対策動向を踏まえ、「秦野都市農業振興計画」を上位計画、「秦野市総合計画」を最上位計画とし、持続可能な都市農業の推進につながるよう見直しを図るものです。上記計画の体系の他、次の視点をもって見直しを行います。</p> <p>(1) 鳥獣被害対策の基本施策である「環境整備」、「防除」、「捕獲」の 3 つの柱を被害対策として、より明確化します。</p> <p>(2) 令和元年度から取り組んでいる「ドローンを活用した重点対策事業」を地域ぐるみの対策として位置付けます。</p> <p>(3) ジビエ利用や、捕獲個体の最終処分など、施設整備を要する課題について、広域的な施設整備等も視野に入れ検討を進めます。</p> <p><b>2 計画の期間</b></p> <p>令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年</p> <p><b>3 計画の構成</b></p> <p>（鳥獣被害特措法が規定する 10 項目を基本とする）</p> <p>※ 新たな記載事項等、新計画での留意点は、<input checked="" type="checkbox"/>資料 1 のとおり</p> <p><u>(1) 序 文</u></p> <p><u>(2) 計画の位置づけ</u></p> <p><u>(3) 計画の体系図</u></p>	

	<p>(4) 対象鳥獣の種類等（法定項目である「計画の期間」を含む）</p> <p>(5) 被害防止に係る基本的な方針</p> <p>(6) 対象鳥獣の捕獲に関する事項</p> <p>(7) 捕獲以外の被害防止施策</p> <p>(8) 住民の生命、財産等への被害対処への事項</p> <p>(9) 捕獲した鳥獣の処理に関する事項</p> <p>(10) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等、有効利用に関する事項</p> <p>(11) 被害防止対策の実施体制</p> <p>(12) 被害防止施策の実施に関し必要な事項</p>
	<p><b>4 検討体制</b></p> <p>(1) 名称 秦野市有害鳥獣対策協議会（35名）</p> <p>(2) 構成 はだの都市農業支援センター  （秦野市農業振興課・JAはだの）  神奈川県猟友会（秦野支部・西秦野支部）  鳥獣保護管理員  農業者（各地区生産組合長等）</p>
経過	<p>令和2年5月～6月 JAはだのと連携し、鳥獣による被害調査を実施</p> <p>〃 7月～8月 被害調査票の回収</p> <p>〃 9月～12月 被害調査結果のとりまとめ</p> <p>〃 10月～12月 計画案（素案）の検討</p> <p>〃 11月～12月 県と被害調査の扱い、素案作成上の調整</p> <p>〃 12月 森林施策の照会（実績、今後の施策）</p>
今後の進め方	<p>令和3年1月上旬 素案のまとめ</p> <p>〃 2月2日 定例部長会議（経過・計画内容の報告）</p> <p>〃 2月上旬 事前協議：神奈川県</p> <p>〃 2月上旬 秦野市有害鳥獣対策協議会開催（協議）</p> <p>〃 2月15日 広報はだの記事掲載（パブコメ：2月17日から3月上旬）</p> <p>〃 2月16日 議員連絡会（概要説明・意見照会2月16日～3月上旬）</p> <p>〃 2月18日～25日 秦野市環境審議会に報告</p> <p>〃 3月中・下旬 本協議：神奈川県</p> <p>〃 4月 計画策定</p>

秦野市鳥獣被害防止計画の改定概要(未定稿)

2.1.5.  
農業振興課(支援センター)作成

法定項目	現計画(H30-R2)	新計画での変更(留意)点
		1 序文 2 計画の位置づけ 3 計画の体系図
1 被害防止に係る基本的な方針	2 被害防止に係る基本的な方針 (1)被害の現状 (2)被害の傾向 (3)被害の軽減目標 (4)講じてきた被害防止施策 (5)今後の取組方針 ア 生息環境管理 イ 個体数管理 ウ 被害管理	5 被害防止に係る基本的な方針 (1)被害の現状 (2)被害の傾向 } 被害調査を踏まえ記載 (3)被害の軽減目標 (4)講じてきた被害防止施策 (5)今後の取組方針 ア 環境整備 イ 防除 ウ 捕獲
2 対象鳥獣	1 対象鳥獣の種類、期間、対象地域	4 対象鳥獣の種類、期間、対象地域 計画期間 3年間
3 被害防止計画の期間(3年が目安)	※ 期間の3年間は、策定時の県のチェックポイントによる	
4 対象鳥獣の捕獲に関する事項	3 (1)対象鳥獣の捕獲体制 (2)その他捕獲に関する取組 (3)対象鳥獣の捕獲計画(種類、頭数) (4)許可権限移譲事項	6 【捕獲】 (1)実施隊による捕獲、止めさしを加筆 (2)・重点対策事業を踏まえ、猟友会の協力を得て、くくりわなによる捕獲強化 ・電気止めさし器の活用 ・報奨金(捕獲奨励金)の検討等 (3) 同左 (4) 同左
5 防護柵の設置、その他の捕獲以外の被害防止施策	4 (1)侵入防止柵の整備計画 (2)その他被害防止に関する取組	7 【環境整備】 (1)重点対策事業を踏まえた「藪払い」 (2)収穫残渣、放置果樹対応の周知 (3)グレーチング設置による忌避対策等 【防除】 (1)広域防護柵の維持管理 (2)地域防護柵の設置等 (3)被害を受けにくい農作物の振興等
6 住民の生命、財産等への被害対処への事項	5 (1)関係機関の役割 (2)緊急時の連絡体制	8 同左
7 捕獲等をした鳥獣の処理に関する事項(8を除く)	6 ・捕獲後速やかに埋設又は焼却処分を行う ・ニホンジカ及びイノシシは捕獲実施者等による自家消費も行う。	9 焼却施設、減容施設等の検討
8 捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等、その他有効な利用に関する事項	7 ニホンジカ・イノシシは、食品(ジビエ)として有効活用するため、加工施設のあり方や、飲食業等、市内でのニーズを踏まえた循環型の利活用を検討	10 (1)近隣施設との連携によるジビエ利用 (2)(1)を踏まえた食肉処理加工施設の検討 (3)ペットフード利用の検討
9 被害防止対策の実施体制	8 (1)協議会に関する事項 (2)関係機関に関する事項	11 同左
10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	9 記載した事項以外の捕獲、防除方法は、関係機関と連携し効果的な方法を検討する	12 「秦野市都市農業振興計画推進委員会」との連携